

スチュワードシップ活動の概況報告(2015年度)

三井住友海上は、2014年8月に公表した日本版スチュワードシップ・コード（以下、「本コード」）への対応方針（当社方針は[こちら](#)）を踏まえ、スチュワードシップ活動に取り組んでいます。
投資先企業との対話および議決権行使の取組状況を以下のとおり報告します。

1. 投資先企業との対話

当社は、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促す観点から、経営上の課題や株主還元方針等について投資先企業と建設的な対話を行い、認識の共有化を図るとともに、必要に応じて株主の立場から意見を伝えました。

当社は、本コードにかかる当社の対応方針を説明したうえで、保有株式の時価総額上位の投資先企業を中心に対話を行いました。
主な対話内容は次のとおりです。

<決算状況>

- ・ 今期業績の結果および次期以降の見通し
- ・ 収益性および成長性の向上策

<経営戦略>

- ・ 経営計画の達成見込み、進捗状況
- ・ 不採算事業に関する事業戦略

<株主還元策>

- ・ 利益配分や内部留保に関する方針
- ・ 配当性向の向上策

<事業リスク対策>

- ・ リスクヘッジ策および保険手配の状況
- ・ B C P（事業継続計画）の策定状況
- ・ E S G（環境・社会・企業統治）への取組状況

<コーポレートガバナンスへの対応>

- ・ 社外役員の選任状況および期待する役割
- ・ コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

投資先企業との主な対話事例は次のとおりです。

<経営戦略>

- ・中期計画の最終年度を迎えた企業と、目標に対する進捗および対応状況を確認しました。当該企業から、業績が目標を達成できていない状況を踏まえ、製品の高機能化による収益力向上と主力製品の事業規模拡大を柱に、より長期的な観点で計画を策定しなおす方針を確認しました。

<株主還元>

- ・業績不振が続いていた企業と、株主還元の考え方に関して継続的に意見交換を行いました。当該企業から、財務体質の強化を図りながら復配を目指す方針を確認しました。

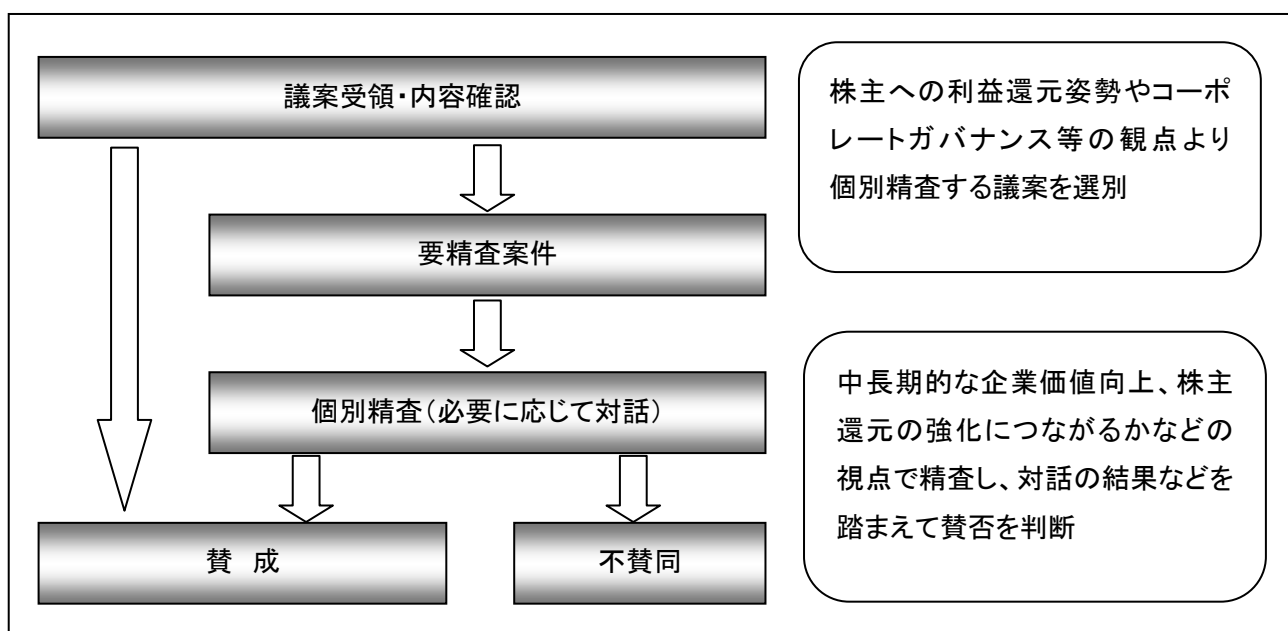
<コーポレートガバナンス>

- ・早期から社外取締役を起用している企業と、社外取締役の選任方針等に関して意見交換し、社外の視点を活用したガバナンス向上の重要性を共有しました。当該企業から、経営の監督機能を高めるため社外取締役を2名追加して3名とする方針を確認しました。

2. 議決権行使

当社は、議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値向上につながる重要な手段と考えており、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、必要に応じて個別に精査したうえで、当該企業との対話内容を踏まえて、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って議決権を行使しました。

【議決権行使のプロセス】



議決権行使における主な対話事例は次のとおりです。

■剰余金の処分案

- ・当社は、発行体の企業価値向上の観点から適切な株主還元を求めています。最終黒字で累積損失がないにも関わらず無配や配当性向が低位の場合には、その理由や今後の配当方針を確認し、株主還元の強化を求めています。
- ・一定期間にわたり無配や低配当性向が継続し、株主還元の強化や成長投資に向けた取組みが確認できない場合には、不賛同とすることがあります。

<配当性向が低位の剰余金処分案>

- ・配当性向が低下した要因について、当該企業から特殊要因により当期純利益が大幅に増加したことが理由であるとの説明を受けました。
- ・今後の配当については、財務体質の強化を図るため適切な内部留保に努めつつ、継続的かつ安定的に配当することを基本方針としており、次期は増配により配当性向の改善が見込まれることが確認できました。
- ・さらに、中長期的な経営戦略として、さらなる事業拡大のために将来の成長分野や新規事業に投資していくとの説明がありました。
- ・株主還元を強化する姿勢および将来的な成長投資への資金ニーズが確認できたため、当該議案に賛成しました。

<最終黒字かつ累積損失がなく無配とする剰余金処分案>

- ・当該企業から、今後の事業展開を考えて内部留保に充当し、当面配当を行うことは考えていないとの説明がありました。
- ・当該企業には、これまでも無配が継続していることについて問題意識を伝えてきましたが、株主還元を強化する姿勢がみられなかったことから、不賛同としました。

■役員を選任案

- ・当社は、コーポレートガバナンスの強化において社外役員の果たす役割は大きいと考えており、社外役員の選任状況を確認し、再任候補の社外役員の取締役会や監査役会への出席状況を精査しています。
- ・社外役員が選任されていない場合は、今後の対応方針を確認し、正当な理由なく候補者が選定されていない場合や実効性のある対策が講じられていない場合には、不賛同とすることがあります。
- ・また、再任候補の社外役員が取締役会や監査役会への出席率が低い場合には、その理由と出席率向上に向けた取組みを確認し、必要に応じて代替候補者の選任を促しています。

<取締役会への出席率が不十分だった社外取締役の再任案>

- ・取締役会の実効性を確保する観点から、社外取締役が取締役会に出席することの重要性について意見交換しました。
- ・当該企業は、再任候補者の出席率が低いことに対して強い問題意識を持っており、早期にスケジュールの調整を行うとともに全取締役に取締役会への出席を要請するなどの改善策を既に講じていたことから、当該議案に賛成しました。

<社外取締役候補がない取締役の選任案>

- ・社外取締役の重要性について意見交換するとともに、社外取締役を選任しない理由および今後の対応方針を確認しました。
- ・当該企業より、社外取締役の重要性は理解しながらも、業界に精通した適任者がいないため社外取締役の候補者を選定できていないとの説明がありました。
- ・当該企業に対しては以前より社外取締役の選任を要請しており、社外取締役候補者の選定がなされていないことについてあらためて問題意識を伝え、今後の選定に向けた具体的取組みを促すために、不賛同としました。

当社は、投資先企業との対話によって投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促す観点から、今後も一層対話の質の向上を図っていく必要があると認識しています。また、議決権の行使においては、単に賛否の判断を行うだけではなく、対話を通じて当社の考えを投資先企業と共有し、問題の改善に努めてまいります。

以 上